

平成 25 年度

飯田市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

飯 田 市 監 査 委 員

26 飯監第 42 号
平成 26 年 8 月 11 日

飯田市長 牧野 光朗 様

飯田市監査委員 中 島 善 吉
飯田市監査委員 加 藤 良 一
飯田市監査委員 中 島 武津雄

平成 25 年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 25 年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を付します。

平成 25 年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 8 月 11 日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	平成 24 年度	平成 25 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.93
連結実質赤字比率	—	—	16.93
実質公債費比率	8.7	8.5	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

(注) 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。

将来負担比率については、算出値がマイナスとなるため「—」と表示した。

平成 25 年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 8 月 11 日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

特別会計の名称	平成 25 年度 資金不足比率	経営健全化基準
地方卸売市場事業特別会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0

(注) 「—」は、資金の不足額がないことを示す。